

講義名	法学入門（商・経）/法学入門					授業形態	
担当教員	八木 雅史 / 藤井 啓吾		開講期・曜日・時限	後期 木曜日 1時限			
			単位数	2	履修開始年次	1年生	ナンバリング・コード

主題と概要

社会には、結局「個人対個人関係」の集合体として現れ立てている。(ただし、この場合の個人には法人(会社や団体、地方自治体など)も含まれることが付け加えられる。)したがって、個々の「個人対個人関係」のすべてが重要だと考えられる(利害調整的視点)。状態によってはこれの数はむしろは社会がなくなるほどであろう。

その目的を達成するために必要となる「強制力」こそが国家の存在意義である。そして国家権力による強制力こそが資本・非資本に強力な道具となることがある。

そしてこれら「人間関係論」システムとしての法律を学ぶということは、社会生活において発生しうるすべての「個人対個人」の紛争を具体的な「条文」に従って解する(このことが「法律の適用」といわれる)ということである。この「個人対個人」の紛争を解決する「法律」というものは、社会生活のなかで発生しうるあらゆる「個人対個人」の紛争に適用されるという訓練を授業の一部に課せられる。かかろ法律を学ぶ必要もこの本授業を履修することによって、法律性の事物を思考する習慣を身につけてもらいたい。今後の「社会生活」にも必須の能力である。

また、この「個人対個人」の紛争を解決する「法律」というものは、社会生活のなかで発生しうるあらゆる「個人対個人」の紛争に適用されるという訓練を授業の一部に課せられる。かかろ法律を学ぶ必要もこの本授業を履修することによって、法律性の事物を思考する習慣を身につけてもらいたい。今後の「社会生活」にも必須の能力である。

法律が、このように個人に直接関係して作用しているが、そのためにこの国家権力の活動も(当然ながら法律に拘束される)個人と直接関係する(国家権力と個人との関係)。実際にコントロールしているのは国家である。したがって専門課程において位置づける本授業の目的と役割としては、今後の「社会生活」に必要となる「前向き」と必要不可欠な「国家」との関係に関する基礎知識の習得を目的とする。

到達目標

(1) 社会における「法的安定性」の意義を学び、社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な法的基礎知識を修得することができるようになる。
(2) 他人と間で生じうる様々なトラブルの予防および事後の適切な解決を図る能力を身につけることができるようになる。
(3) 社会人として要求されるコンプライアンス精神を身につけることができるようになる。

提出課題

第 部（八木担当）：毎回の授業中に課題を出し、担当教員の指示のもとワークシートを使い仕上げたうえで、レポートとして提出していただきます。

第 部(藤井担当)：毎回の授業中に課題を出しますので、指示に従って答案と提出してください。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバックの方法

提出された課題についての解説は、提出後の授業の時間内に担当教員が行う方法、あるいはあらかじめ作成した解答例を授業終了時に配付して、各自持ち帰ったうえで自分で答え合わせをしながら、同時に復習の時間としてもらう方法で行います。

評価の基準

第 部（八木担当）：毎回の授業で、事例問題を内容とする課題を出すので、ワークシートを完成させながら回答し、その提出された各ワークシートを採点した上、その合計点で評価する。

第 部（藤井担当）：各回の授業において提示する課題に対する答案、授業に関する質問などの、内容や提出状況を総合的に評価して行う。

履修にあたっての注意・助言他

本講座では履修者が多数に存在することが想定されるので、履修登録者数を二つのクラスに振り分け、2名の担当教員により、同一の時間割にクラス別の授業において開講する予定です。そして、どちらのクラスも第1回の授業においては、本講座のテーマをスーパードメイン導入とその目的と内容について説明します。そして2回目の授業から、2名の担当教員が、それぞれその教室での90分の授業を提供し、終了するところまで受講生はどちらのクラスでも教育方針や科目に柔軟動することによって、どちらのクラスの受講生も計画通り全15回の授業内容をクリアすることにります。したがって、シラバス上の担当者における「部」の区分けはあくまでも理解を助けるために必要となるだけであることに注意してください。

また、この講座では、各々の専門分野に関する最新の研究動向や思考法および法的基礎知識の習得を内容とするものです。したがって将来民法、商法のその他の法律関連科目を履修しようとする者は、あらかじめ本授業の成果は毎回の学習の積み重ねによって予め得られているものと見做すことが重要です。

そして本授業の完成は毎回の学習の積み重ねによって予め得られているものと見做すことが重要です。そして本講座の出発点は毎回の学習の積み重ねによって予め得られているものと見做すことが重要です。

教科書

教科書は使用しません。

参考図書

その他

配布資料を使って授業を行う。教室において配布する場合もあるが、RYUKA Portal上の「講義用配布資料」においてあらかじめデータを公開している場合があるので担当教員の説明をよく聞いて対応すること。

授業計画

・初回授業…法学入門という授業の目標と受講上の注意事項

第 2 部 (八木担当)

テーマ：私たちの日常生活と法律の関わりについて

第1回 権利義務の根拠…条文
（民法の総論と民法第239条・162条などを例に）

第2回 権利能力平等の原則
（人が生まれることの法的な意味）

第3回 権利能力の範囲
（が死んだことの意味）

第4回 事件（出来事）による権利義務の発生・消滅
（事件が起れば人は色が変わる）

第5回 人（個人）による権利義務の発生・消滅
（自由意志社会ってどういうこと？）

第6回 契約の効力
（「契約社会」といわれる意味は何？）

第7回 具体的判決の妥当性
（一般教訓は裁判官の切りしり）

第 部 (藤井担当)

テーマ:働くことと家族の法

第1回 アルバイトをする
・労働契約の基礎、アルバイト学生の法的地位

第2回 就活活動、そして内定
・就職活動の法的性質

第3回 正社員として働く、正社員として働く
・正社員、契約社員および派遣社員の法的地位

第4回 結婚する
・婚姻の成立要件と婚姻成立の法律効果
子どもを授かる

第5回 出産推定の制度と問題
パートととの別れ

第6回 離婚と法
人生の終わりとその後

第7回 相続と法

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A～E型であるけれども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

本授業は、生活者あるいは消費者として、私たちがこの社会で生きていくうえで必要な法的な知識や思考方法に触れることを内容とする授業です。授業は、シラバスの授業計画に沿って進んでいくので、毎回の授業のテーマについて、あらかじめ自分で事前学習を徹底したり、あるいは授業段から断念をせずに「読んでみる」「社会問題について」「問題意識を広く持つように心がけてください。」(予習として時間が必要)また受講後は、授業で配布されたレジュメや資料を参考にしながら、授業内時間を何度も振り返って法的な思考方法についてもう一度努力してください。(復習として28時間が必要)

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

全学共通科目に属する本授業は、卒業認定・学位授与の方針である「流通科学大学の学生が卒業時に共通して身につけておくべき」以下の資質・能力の修得を目的としています。

● 本邦方への呼びかけについては、前掲書でも述べた通り、
「自らの権利を主張する権利は、他者の権利を侵害し又は他人の権利に及ぼす損害を回避するために存在としての目的を持つており、何事にも侵害された権利は正確に矯正することができる」ということが重要である。
● 他国に知識を伝授するに必要とする、論議の前提条件を保持した人々の自由な意見の交換の場を創設するための知恵として活かしていくことが必要となる。

自らの自由と自らの権利を主張する権利の両者の関係の形成

● 本邦に於いて、生活や社会生活に必要な様々な利益が法と慣習とを主とする諸権利により保障されている。これを「権利」として、
「われわれが享受している」という個人と社会との関係と根拠をもつ行動するべきことができるようになる。
● 他方、他国に於いて、生活や社会生活に必要な様々な利益が法と慣習とを主とする諸権利により保障されている。これを「権利」として、
「われわれが享受している」という個人と社会との関係と根拠をもつ行動するべきことができるようになる。

● 仲調と協調して、物事を遂行するに必要とする。互に相手の主張や利益を尊重し合う必要があり、そのためには法律を尊重するなどの権利や義務を前提し、尊重し合う必要がある。そのための基本的認識である。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考

その他授業運営方法等の急な変更がある場合には、RYUKA Portalの講義連絡を通じて案内を出しますので、日ごろから注意をしておいてください。
なお教室での受講に際しては、マスクの常時着用はもちろんのこと、教室への入出時の手指除菌の励行など大学からあらかじめ示された新型コロナウイルス対策を必ず順守するようお願いします。